

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：信用金庫法施行令、信用金庫法施行規則、中小企業協同組合法施行令、
中小企業協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令
規制の名称：信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付け等
の解禁

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

評価実施時期：平成30年5月15日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、地域金融機関の取引先の国際進出が活発化し、信用金庫等の会員等がアジア諸国など外国に設置した子会社に製造工程の一部や販路の維持・開拓の機能を持たせる等の取り組みが増加しているとしていたところ、経済産業省企業活動基本調査によると、国内の製造業者が保有する海外子会社数は、規制緩和した平成24年度に26,771社であったが、平成27年度には28,935社に増加しているほか、経済産業省海外現地法人四半期調査によると、直近の調査結果である平成29年10月－12月期において、海外現地法人の売上高実績は、調査開始以来の最高額を4四半期連続で更新するなど、規制緩和実施後も日本企業の海外進出は着実に進んでいる状況にある。なお、規制の事前評価時に想定していなかった影響は特段発現していない。

○海外子会社数の推移

| | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 会社数 | 25,203社 | 26,771社 | 28,174社 | 27,592社 | 28,935社 |

(出典) 経済産業省企業活動基本調査

○海外現地法人の売上高実績

(単位：百万ドル)

| | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | | |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|----------|
| | | | | | | | 4-6月期 | 7-9月期 | 10-12月期 |
| 売上高 | 98,781 | 103,440 | 104,427 | 107,546 | 104,139 | 108,666 | 28,829 | 29,324 | P 29,632 |

(出典) 経済産業省海外現地法人四半期調査

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、外国に設置した子会社が、事業規模等の問題により、現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合も多いとしていたところ、当該規制緩和がなされなかった場合には、外国に設置した子会社の事業の継続に多大な支障が生じていた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

当該規制緩和以前、外国に設置した外国子会社については、信用金庫等の会員等資格を有していないため資金の貸付け等を行うことができなかったが、上記のとおり、国内企業による海外進出が着実に進んでいる状況であることを踏まえ、外国に設置した子会社に直接資金を貸し付けることは、当該海外子会社の事業の継続にも資すものであり、当該規制緩和の必要性は認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、本規制緩和に係る遵守費用については、信用金庫等において会員等の外国子会社への資金の貸付け等を行うにあたり当該金庫等が与信先のリスク等を管理するための費用が発生するとしていたところである。

当庁がヒアリング等を通じて、本件に関連する主だった費用として信用金庫から確認したところでは、監査法人等とのアドバイザリー契約締結費用、システム構築費用、現地調査費用等といった費目が挙げられるが、これらの費用については、金融機関の規模の大小、海外子会社に対する貸付けの多寡といった要因により、一金融機関あたりの遵守費用を一律に推計することは困難である。

なお、当庁がヒアリング等を通じて信用金庫から確認したところでは、貸付けの取扱いが少な

い信用金庫では、監査法人等とのアドバイザー契約を締結せずに信金中金、ジェットロ、国際協力銀行等といった機関の活用を図ったり、システム構築の内製化や、外国子会社のリスク管理を親会社である会員企業を通じたモニタリングにより行うなどの方法により、特段の費用を計上していない信用金庫もある一方で、1千万円以上の費用を計上している信用金庫もあった。

1千万円以上の費用を計上している信用金庫の費目を確認したところ、外部への委託費用を数百万計上している事例が認められた。その内訳を見ると、海外貸付けを行うに際しての現地法令の調査・対応やリスク管理の強化を図るための費用で、これらは海外貸出を行う際には通常発生しうる項目と認められ、必ずしも遵守費用に該当するものではない。いずれにせよ、当該信用金庫における年間換算コストは、外国子会社への資金の貸付けによる年間収益が当該コストを大幅に上回っていることから、過大な遵守費用が発生している状況にはないと認められる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、本規制緩和に係る行政費用については、行政庁（国）において、信用金庫等による会員等の外国子会社への資金の貸付け等業務の健全かつ適切な運営を確保するため、当該与信先が海外に所在することを踏まえた信用金庫等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について検証を行う費用が発生するとしていたところである。

金融機関に対し検証を行う費用については、金融行政上、金融機関に対するモニタリングの一環として、リスク管理態勢等の状況を統合的に把握しているところであり、当該検証により、多額の追加費用が発生している状況にはない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和により、海外への事業展開を行おうとする（会員等である）中小企業等が現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合であっても、事業展開上必要な資金を得ることが可能となったが、当庁がヒアリング等を通じて信用金庫等から確認したところでは、平成29年3月末時点で、34の信用金庫・信用組が業務内容方法書の変更を行い、当該金融機関の会員等が有している外国子会社に対し、直接貸付けを行うことが可能となった。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制緩和により、海外への事業展開を行おうとする会員等が現地金融機関等から資金の貸付け等を受けることが困難な場合であっても、事業展開上必要な資金を得ることが可能となったが、これまでに当庁が把握している限りでは、平成 29 年 3 月末時点で、会員等の外国子会社に対して、累計 121 件 92 億円の貸付けが実行されている。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該規制緩和による副次的な影響として、外国子会社に直接貸付けが可能となったことにより、これまで親子会社間の貸付け金利については、進出先の税務当局との間で、移転価格税制に対する見解相違が生じるケースがあったが、金融機関からの借入金利を指標とさせることにより、その解決に寄与するといった事例が認められた。

なお、現時点において、事前評価時に意図していなかった負の影響や事前評価時に想定していた影響とのかい離は認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制緩和による便益は、地域の中小企業等からなる会員等の相互扶助による金融の円滑化を図るという協同組織金融機関の目的に適合していると認められる。

また、金融機関側に、当該規制緩和により過大な遵守費用が発生している状況は認められない。よって、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。